The 5th Seiro Comprehensive Plan

第５次聖籠町総合計画

【2021 ▶ 2030】

前期基本計画【2021 ▶ 2025】

概 要 版

聖 籠 町

聖 籠 町 民 憲 章

愛する聖籠町が住む人に希望と勇気を、訪れる人に安らぎを与えるように、親切で心豊かな町民となりましょう。

恵まれた自然を守り、肥よくな田畑、碧い海と緑の木々におおわれた美しい町にしましょう。

汗を流して働くことに誇りをもち、産業をおこして、豊かな町にしましょう。

子供や、お年寄りをいたわり、教養をたかめ、文化を伸ばして明るい町にしましょう。

お互いに、相手の立場を理解し、尊重をする習慣をもりたてて、仲よく住みよい町にしましょう。

常に広い視野にたち、明日の発展と願いをこめて、ますます栄える町にしましょう。

（1977年8月1日制定）

1　計画策定について

少子高齢化の加速、地球規模の環境問題、情報技術の進展などによる社会経済は大きく変化しており、住民ニーズは多様化・高度化してきています。

このような状況の下、将来にわたって持続的に発展していくためには、町民と行政が一体となり、社会情勢の変化を的確にとらえ、次の時代を展望しながらまちづくりを進める必要があります。

そのまちづくりの指針として、第5次聖籠町総合計画を策定するものです。

総合計画は、町の将来像を描き、行政の基本指針としてさまざまな施策や事業を総合的・計画的に進める本町の施策の最上位計画となるものであり、今後はこの計画の趣旨に沿って各分野における計画の策定や、必要に応じ既存計画の見直しも行われることになります。

2　計画構成の期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成し、計画期間は、以下のとおりとします。

基本構想

長期にわたる町の行政運営の指針となる構想であり、基本理念と将来像を明らかにし、それを実現する施策の大綱を定めたもので、基本計画、実施計画の指針となるものです。

計画期間：10年間（2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度））

基本計画

基本構想で示した施策の大綱に基づき、各分野における現況と課題を検証し、より具体的な施策の方向を示したものです。

計画期間は、基本構想の10年間を前期・後期それぞれ5年間とし、後期計画策定は、2025年度（令和7年度）において社会情勢の変化などを踏まえて前期計画を見直し、策定します。

前期基本計画：5年間（2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度））

後期基本計画：5年間（2026年度（令和8年度）～ 2030年度（令和12年度））

実施計画

計画期間を３年間とし、基本計画に定めた行政分野ごとの目標を実現するため、具体的な事業をどのように実施していくかを示すもので、財政状況を視野に入れながら毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものです。

3　まちづくりの基本理念

基本理念は、町民一人ひとりのいのち・こころ・財産を守り、幸福度（満足度）を高めるため、2030年までのめざすまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

まちづくりの基本理念

生まれて良かった　住んで良かった聖籠町

まちづくりの体系図

「生まれて良かった　住んで良かった」と思える町に

目標達成の成果

まちづくりの４つの目標

未来に希望をもてる持続的なまちづくりのために以下の４つの目標を設定

安心で安全な生活ができる町

いつ起こるかわからない災害に備えた防災体制や安心して子どもを産み育てられる環境、高齢者・障がい者にやさしい環境などの整備により、誰もが安心で安全な生活ができる町。

心豊かに暮らせる町

社会やライフスタイルの変化により、心の豊かさの感じ方は多様化しており、個々のライフステージやニーズに応じた支援やサービスの提供に努め、人々が心豊かに暮らせる町。

希望と活気にあふれる町

将来に希望を持って若い世代が住み、働き続けられ、人生100年時代を見据えシニア世代が健康で活躍できる環境づくりを推進し、多世代が共生する活気にあふれる町。

多様な文化が育まれる町

文化、性別、国籍等に関係なく、さまざまな文化や価値観を互いに理解し、誰もが自分らしく生きることにより、多様な文化が育まれる町。

取組の効果

まちづくりの将来像

４つの目標を達成するため、それぞれ分野で目指すべき将来像を定め、その実現のための施策を実施

安全で快適な生活環境の創造

Ⅰ　地域特性を活かしたまちづくり
Ⅱ　自然環境との共生
Ⅲ　生活環境の整備

誰もが幸せに暮らせる社会の実現

Ⅰ　安心して暮らせる環境づくり
Ⅱ　生涯健康に暮らせるまちづくり
Ⅲ　幸せに暮らせる福祉のまちづくり

未来を創る子どもの育成

Ⅰ　学校・家庭・地域の協働
Ⅱ　情報化社会を切り拓く子どもの育成
Ⅲ　教育環境の整備・充実
Ⅳ　安心して子育てできる町
Ⅴ　人生１００年時代の学び

豊かさと活力を創出する産業の振興

Ⅰ　農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化
Ⅱ　地域資源を活かした魅力あふれる観光
Ⅲ　地域の未来をけん引する商工業

持続可能な行財政運営

Ⅰ　多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり
Ⅱ　将来を見据えた持続可能な行財政運営

4　政策推進の体系図

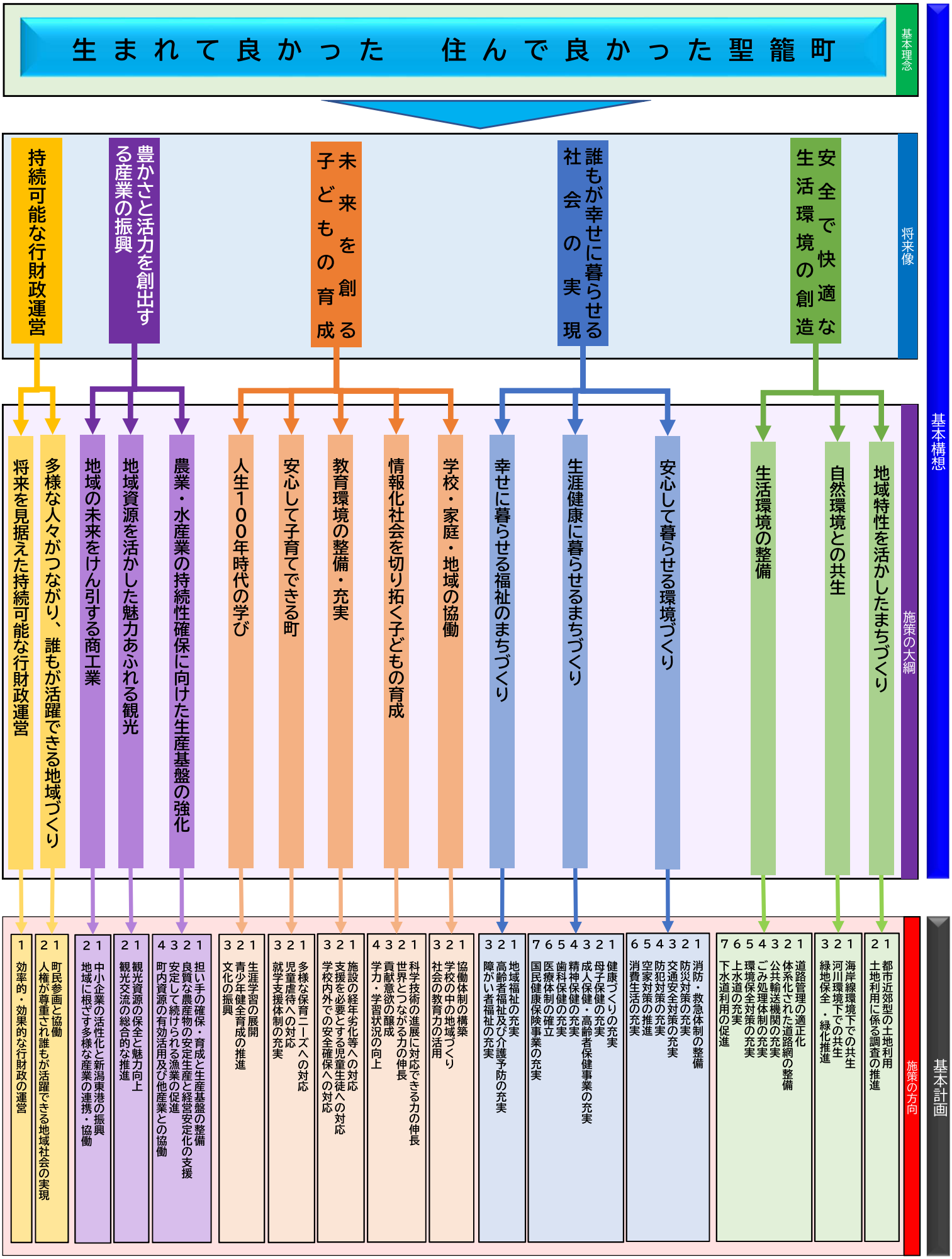
基本構想
基本理念
生まれて良かった　住んで良かった聖籠町
将来像
持続可能な行財政運営
豊かさと活力を創出する産業の振興
未来を創る子どもの育成
誰もが幸せに暮らせる社会の実現
安全で快適な生活環境の創造
施策の大綱
将来を見据えた持続可能な行財政運営
多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり
地域の未来をけん引する商工業
地域資源を活かした魅力あふれる観光
農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化
人生100年時代の学び
安心して子育てできる町
教育環境の整備・充実
情報化社会を切り拓く子どもの育成
学校・家庭・地域の協働
幸せに暮らせる福祉のまちづくり
生涯健康に暮らせるまちづくり
安心して暮らせる環境づくり
生活環境の整備
自然環境との共生
地域特性を活かしたまちづくり
施策の方向
1 効率的・効果的な行財政の運営
2 1 町民参画と協働
人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現
2 1 中小企業の活性化と新潟東港の振興
地域に根ざす多様な産業の連携・協働
2 1 観光資源の保全と魅力向上
観光交流の総合的な推進
4 3 2 1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備
良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援
安定して続けられる漁業の促進
町内資源の有効活用及び他産業との協働
3 2 1 生涯学習の展開
青少年健全育成の推進
文化の振興
3 2 1 多様な保育ニーズへの対応
児童虐待への対応
就学支援体制の充実
3 2 1 施設の経年劣化等への対応
支援を必要とする児童生徒への対応
学校内外での安全確保への対応
4 3 2 1 科学技術の進展に対応できる力の伸長
世界とつながる力の伸長
貢献意欲の醸成
学力・学習状況の向上
3 2 1 協働体制の構築
学校の中の地域づくり
社会の教育力の活用
3 2 1 地域福祉の充実
高齢者福祉及び介護予防の充実
障がい者福祉の充実
7 6 5 4 3 2 1 健康づくりの充実
母子保健の充実
成人保健・高齢者保健事業の充実
精神保健の充実
歯科保健の充実
医療体制の確立
国民健康保険事業の充実
6 5 4 3 2 1 消防・救急体制の整備
防災対策の充実
交通安全対策の充実
防犯対策の充実
空家対策の推進
消費生活の充実
7 6 5 4 3 2 1 道路管理の適正化
体系化された道路網の整備
公共輸送機関の充実
ごみ処理体制の充実
環境保全対策の充実
上水道の充実
下水道利用の促進
3 2 1 海岸線環境下での共生
河川環境下での共生
緑地保全・緑化推進
2 1 都市近郊型の土地利用
土地利用に係る調査の推進
基本計画

1　安全で快適な生活環境の創造

失われつつある緑の資源や自然環境を保全するとともに、歴史、文化、産業などの地域資源の特性を活かしたまちづくりを進めます。
また、災害に強いまちづくりの構築、交通アクセスの整備、資源の再利用などを図ることにより、町民一人ひとりが豊かに暮らせる町をめざします。

Ⅰ　地域特性を活かしたまちづくり

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**都市近郊型の土地利用**	都市化の進展に対応し、農用地、緑地、公園、海岸、河川、水路、住宅地、工業地など、第３次聖籠町都市計画マスタープランの策定により、土地利用方針を明確にし、整然とした土地利用が図られるよう開発を誘導することにより、秩序あるまちづくりを推進します。	都市計画マスタープランによる推進 聖籠町海浜総合整備事業 派川加治川水環境保全事業 地区計画制度による開発の推進 社会資本整備総合交付金事業 保安林保育事業(県) 育樹祭・植樹祭(町)
2	**土地利用に係る調査の推進**	新潟東港工業地帯を除く本町全域での国土調査を実施します。	地籍調査の実施

Ⅱ　自然環境との共生

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**海岸線環境下での共生**	砂浜・海岸植生保全のための対策と整備を進めます。	聖籠町海浜総合整備事業（再掲） 海洋レクリエーション施設周辺活性化事業 松くい虫防除事業 保安林保育事業（県）（再掲） 育樹祭 植樹祭(町)（再掲）
2	**河川環境下での共生**	近自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備を推進します。	新発田川放水路樹木管理 派川加治川水環境保全事業（再掲） 小・中学校における環境学習や郷土学習の推進
3	**緑地保全　・緑化推進**	貴重な緑地の保全、既存林の有効活用、緑化意識の高揚を推進します。	松くい虫防除事業（再掲） 派川加治川水環境保全事業（再掲） 苗木配布事業 草花開花マップ 小・中学校における環境学習や郷土学習の推進（再掲） 環境美化推進事業

Ⅲ　生活環境の整備

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**道路管理の適正化**	安全で快適な道路利用を図るため、道路維持管理の徹底と、冬期間における交通確保に向けた除雪の体制強化に努めます。 インフラの新規整備は投資効果の高い事業に集中的に投資し、既存ストックは長寿命化を図りながら効果的な維持管理・更新を行う一方で、老朽化が進み利用者が少ない道路施設は更新せず廃止を検討することも必要です。	橋梁修繕 舗装修繕 消雪パイプの整備推進 安心で安全な機械除雪
2	**体系化された道路網の整備**	生活空間と防災空間を確保する道路整備を図るとともに、通学時間帯規制による車両の通行規制を関係機関と連携し歩行者の安全確保に努めます。	日本海沿岸東北自動車道建設促進 国道113号道路改良促進 主要地方道新潟新発田村上線整備促進 県道網代浜新発田線整備促進 県道網代浜新発田線消雪パイプ整備促進 県道次第浜新発田線整備促進 町道整備 通学路整備
3	**公共輸送機関の充実**	町民の利便性向上のための公共交通機関の構築に努めます。	循環バス運行事業の充実 ＪＲ佐々木駅へのアクセス向上 羽越本線高速化の事業促進
4	**ごみ処理体制の充実**	リサイクルを啓発して循環型社会を構築することによりごみの減量化を図っていきます。不法投棄に関しては、関係機関と連携を図りながら監視体制などを強化します。	ごみの資源化促進事業 不法投棄監視事業
5	**環境保全対策の充実**	一般家庭、事業所に対し、地球温暖化の要因である大気環境及び水環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止並びに温室効果ガスの削減についての啓発に努めます。	監視測定事業 環境保全啓発事業
6	**上水道の充実**	水道事業をとりまく環境は大きく変化しており、人口減少による水需要の減少、拡張期から維持管理時代への転換、施設設備の大規模更新時代の到来、また、災害に強い施設の整備、水質保全への対応及び多様化する利用者のニーズに応えられるような施策・サービスの充実のため、「聖籠町水道事業ビジョン」により安全で安心な水を未来まで供給できるよう効率的かつ健全に経営します。	老朽管更新（耐震化）事業
7	**下水道利用の促進**	下水道への接続促進に努めるとともに、経営健全化に向けた取組と下水道施設の適正な維持管理に努めます。	水洗化の普及事業 下水道施設ストックマネジメント事業

2　誰もが幸せに暮らせる社会の実現

いつ起こるかわからない自然災害に備え、行政による「公助」に加え、「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図り、防災体制の整備を推進するとともに、交通安全対策・防犯対策を推進します。
また、誰もが住み慣れた地域（集落、学区、町全体）で暮らすことの充実感を味わえるように、町民、事業者、町が協働してまちづくりに取り組みます。そのために町民主体の健康づくり、福祉のまちづくりを推進します。

Ⅰ　安心して暮らせる環境づくり

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**消防・救急体制の整備**	消防力の整備・充実を図るため、消防設備の更新及び整備を進めるとともに、消防機関との連携を強化し、あわせて、町民の火災予防意識の高揚と生命・財産を守る施策を展開します。	消防力整備・充実事業 火災予防意識高揚事業
2	**防災対策の充実**	防災拠点等の整備・強化や「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図るなど、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面の双方からの対策を合わせた効果的な取組を推進します。	防災拠点等の整備・強化事業 自主防災組織育成事業 防災行政無線通信整備事業 防災体制等推進整備事業 聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業 住宅耐震診断・改修等支援事業
3	**交通安全対策の充実**	幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施していくことで、交通安全に対する町民の意識を高め、交通安全施設の計画的な整備を促進します。	交通安全思想普及事業 道路交通環境整備事業
4	**防犯対策の充実**	防犯対策については、警察、行政だけで進めていくには限界があることから、町民、事業者、ボランティア団体などと連携して取り組んでいきます。	防犯対策強化事業 防犯灯整備事業 防犯施設整備事業
5	**空家対策の推進**	本町において、空家等の件数が増加傾向にあることから、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取組を推進します。	空家再生支援センター事業 管理不全空家除却補助事業
6	**消費生活の充実**	町民の消費者被害を防止するとともに、町民自らが消費者意識を高め行動できるよう、きめ細かな情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、相談体制及び関係機関との連携体制などの強化充実を図りながら、消費者保護に向けた環境づくりを目指します。	消費者行政事業

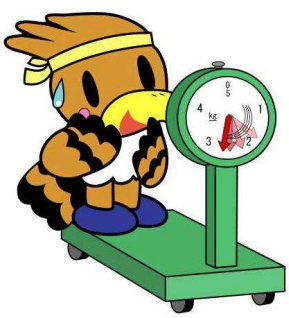

Ⅱ　生涯健康に暮らせるまちづくり

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**健康づくりの充実**	町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立し、誰もが生涯にわたり健康的に暮らせるように取り組みます。	保健師による地区保健活動 地域保健対策事業 健康づくりでポイ活事業 教育分野と協働の健康づくり事業 食育の支援事業 職域と連携した健康づくり事業 自殺予防対策事業 予防接種事業 感染症対策 感染症拡大防止事業
2	**母子保健の充実**	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援体制を推進します。	保健師による地区保健活動 子育て世代包括支援センター事業 妊産婦・子ども医療費助成事業 予防接種費助成事業 特定不妊治療費助成事業
3	**成人保健・高齢者保健事業の充実**	町民一人ひとりが主役となって、生活習慣病予防・重症化予防に積極的に取り組むことができるように支援します。	保健師による地区保健活動 各健診事業 健診受診勧奨事業 各健診事後指導
4	**精神保健の充実**	精神疾患・障がいの理解や対応、相談窓口に関する啓発活動を推進し、相談体制の充実を図ります。	保健師による地区活動 家族会・当事者会支援
5	**歯科保健の充実**	すべての町民が豊かな食生活を楽しみ、歯と口腔の健康に関心を高め、むし歯や歯周病の予防、口腔機能低下予防に取り組めるよう行政、関係機関、町民一体の歯科保健の充実を図ります。	乳幼児期における歯科保健事業 こども園、小中学校における歯科保健事業 成人期・高齢期における歯科保健事業
6	**医療体制の確立**	今後ますます高まる医療の需要に対し、それぞれの医療機関が担っている機能・役割に応じた町民の適正受診に向けた普及啓発と救急医療を含む新発田地域における医療体制を充実するために、関係機関との連携体制の構築を図ります。	国保診療所の役割充実 救急医療体制に関する正しい情報提供
7	**国民健康保険事業の充実**	公平な税負担で、被保険者が必要とする適正な医療・保健事業等につなぐことができる国保の運営に努めます。	国保特定健康診査事業 総合健康診断助成事業

Ⅲ　幸せに暮らせる福祉のまちづくり

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**地域福祉の充実**	住民の誰もが住み慣れた地域（集落、学区、町全体）で暮らすことの充実感を味わえるように、住民、事業者、町が協働してまちづくりに取り組みます。	地域福祉計画の推進 町社会福祉協議会助成事業
2	**高齢者福祉及び介護予防の充実**	誰もがその人らしく健康で自立した生活を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、ともに生きるまちづくりを推進します。	老人クラブ活動費補助事業 高齢者フレイル対策事業 地域の通いの場の充実 認知症総合支援事業 成年後見制度利用促進事業 地域包括支援センターの体制整備 高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し
3	**障がい者福祉の充実**	「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」を推進します。	総合相談窓口の設置 障がい者施設運営支援事業 障がい者助成事業 福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業 社会復帰支援事業

3　未来を創る子どもの育成

激しく変化する社会の中で、信頼関係を結びながら世界の人々と協働して未来を創ることのできる子どもの育成を目指します。
そのために、社会総がかりで子どもを育む風土の上に立ち、科学技術の進展に対応できる力、世界の人々とつながる力、論理的思考力、読解力及び言語活用力、貢献意欲の醸成及び貢献力など、情報化社会を切り拓くために必要となる基礎的な資質と能力を育成・伸長する教育を推進します。

Ⅰ　学校・家庭・地域の協働

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**協働体制の構築**	学校の運営を支える「ＰＴＡ」「学校運営協議会」「地域学校協働本部」などの組織・団体の役割を明確化し、それぞれの活動について支援します。 協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。	学校運営支援事業
2	**学校の中の地域づくり**	学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟（地域が存在する空間）での活動を基盤として小学校へも拡大するとともに有用な地域の人材と資源の活用を図ります。	地域交流棟施設等の活用整備事業 小・中学校における環境学習や郷土学習の推進（再掲） 食育の支援事業（再掲）
3	**社会の教育力の活用**	求められる教育の質の向上に適切に対応するため、必要に応じて大学や県立教育センター等の教育専門機関との連携を図ります。 また、教員の負担を減らし、自らの授業を磨き、子どもたちに対して効果的な教育を行うとともに、子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における教員の働き方改革を図ります。	専門機関連携事業 教育支援事業 中学校部活動支援事業

Ⅱ　情報化社会を切り拓く子どもの育成

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**科学技術の進展に対応できる力の伸長**	1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のＩＣＴ環境整備により、一人ひとりに対して学習の個別最適化を図るとともに子どもたちの理論的思考力・企画力の向上に向けプログラミング教育の促進の充実化を図ります。	ＩＣＴ教育推進事業 専門機関連携事業(再掲) 情報機器ネットワーク管理事業
2	**世界とつながる力の伸長**	地域への愛着をもったグローバル人材として、外国人と臆せずにコミュニケーションできる能力の伸長のため、英語学習の教材やコミュニケーションの場の提供等の学年段階に応じた環境整備の充実とともに、英語学習へのモチベーションの維持・向上を図ります。	外国語教育推進事業
3	**貢献意欲の醸成**	児童生徒が社会形成能力を育み，他者から信頼され、自立した社会人として育つため、社会貢献活動の機会を通して自己肯定感や学習意欲を高め、協働的な学びを体験するなどによる質の高い教育を推進します。	社会貢献推進事業
4	**学力・学習状況の向上**	主体的・対話的で深い学びの実現により学力の向上や確かな学力の定着を図るため、教員の授業改善・授業改革や働き方改革の支援とともに、児童生徒の個性に応じた追求に対する保障により学びに向かう力の向上を図ります。 また、生活習慣の改善による家庭学習の習慣づけを促進します。	学習改善事業 学校運営支援事業 教育支援事業（再掲） 情報機器ネットワーク管理事業（再掲）

Ⅲ　教育環境の整備・充実

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**施設の経年劣化等への対応**	安全で安心できる適切な教育環境が確保され、継続的な施設運営ができるよう学校や共同調理場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに必要な整備を図ります。 また、望ましい食習慣等を身に付けるための学校給食の提供や登下校通学における負担軽減策など学びに向き合うための環境対策を図ります。	学校施設維持管理事業 社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業 ＩＣＴ教育環境整備事業 学校給食運営事業 スクールバス運行事業
2	**支援を必要とする児童生徒への対応**	障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。 また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、教員、保護者・地域の協働による「深めよう 絆 町民会議」を立ち上げ、「いじめ見逃しゼロ運動（いじめ予防教育を含む） 」を推進します。	特別支援教育支援員の配置 サポート支援体制事業
3	**学校内外での安全確保への対応**	児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保を図るための安全対策について施設、衛生、見守り、教育の観点から総合的・効果的に推進します。	防犯カメラ設置箇所 歩道整備率（再掲） 感染対策衛生用品設置箇所割合

Ⅳ　安心して子育てできる町

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**多様な保育ニーズへの対応**	保育ニーズが多様化する中、ニーズに対応した子育てシステムを再構築し2022年度からの開始をめざします。子どもの興味・関心を刺激する教育内容を構成するとともに子どもの可能性を見取り、その良さを子どもにフィードバックする教育を推進します。 また、子育てにやさしい地域環境の維持を図ります。	放課後子ども総合プラン構築事業 子育てシステム支援事業 幼児教育支援センター運営事業
2	**児童虐待への対応**	子ども自身の悩みや子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処するため、地域の子育て・教育に関する関係機関と連携した総合相談体制により児童虐待の予防、早期発見、早期解決を図ります。	聖籠町要保護児童対策地域協議会 転入児訪問 子どもソーシャルワーカーによる定期訪問 子育て世代包括支援センター事業（再掲）
3	**就学支援体制の充実**	経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度 をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。	就学支援事業 育英資金貸与事業

Ⅴ　人生100年時代の学び

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**生涯学習の展開**	生涯学習の推進を図るため、学校・家庭・地域・企業・ＮＰＯなどとの連携の強化を推進するとともに、町民のニーズと満足度の把握に努め、町民視点に立った事業を展開します。 地域社会の情報拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援し、町民の多様なニーズに対応できるよう図書館機能の充実を図ります。	企業・団体等との連携 指導者・後継者育成 町民ニーズ調査の実施及び反映 高齢者学級 本に親しめる環境の整備
2	**青少年健全育成の推進**	青少年健全育成町民会議や保護司会、民生委員児童委員協議会との協力や、行政組織等との横断的な連携を強化し、地域社会の環境の整備・充実と青少年の健全育成に向けた取組を推進します。 また、メディア媒体に起因する非行、犯罪を防止するため、メディアに関する正しい知識の啓発を行うとともに学校・家庭・地域との連携の強化を推進します。	社会環境整備・充実事業 青少年非行防止連携事業 青少年健全育成事業 放課後子ども対策事業
3	**文化の振興**	文化体験の機会提供のために、文化財の保護、管理や民俗資料館での効果的な展示に努めるとともに、「地域の教育力再生」の一環として、地域の良き風習の継承や集落住民間の結びつき、伝統芸能の担い手の育成などに向けた支援を行います。	芸術文化鑑賞の推進事業 文化的遺産の保存支援整備事業 伝統芸能、新たな文化の支援 歴史と文化の拠点づくりの推進

4　豊かさと活力を創出する産業の振興

農地などの農業資源の保全やつくり育てる漁業による水産資源の安定化に向けた取組を強化するとともに、意欲ある担い手の確保・育成や生産性向上のための経営基盤の強化、生産基盤の整備に取り組みます。

海水浴場、観光農園などの観光資源を活かし、町外からの観光客も楽しめる魅力的なイベントづくりの取組を進めます。

また、新潟東港工業地帯の設備投資の促進や新潟東港の港湾機能の充実によるさらなる発展、商工業の振興と活性化に向けた取組を行うとともに、町内における産業間協働による活性化を支援します。

Ⅰ　農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**担い手の確保・育成と生産基盤の整備**	農地などの農業資源のかん養とその保全に向けた取組を強化するとともに、それを支える担い手の確保及び育成並びに担い手への農地の集積を推進します。	農地のマッチング事業 担い手育成事業 有機堆肥利用助成事業 生産基盤の整備 遊休農地（耕作放棄地）対策事業 農地中間管理事業
2	**良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援**	農産物直売所の拡充及び水稲を基幹作物としつつ、地域の特性を生かした砂丘地農業や果樹を中心とした観光農業等の複合経営への転換を促進し、農業経営の安定を図るための加工品の開発や農産物の高付加価値化に関する取組を推進します。	農林水産業総合振興事業 スマート農業支援事業 農産物加工センターの活用支援 農産物販売拡大支援事業 複合経営の振興支援事業
3	**安定して続けられる漁業の促進**	豊かな漁場づくりや漁業関連施設の整備を進め、安定して続けられる漁業の促進を図ります。	ヒラメなど種苗購入・放流事業 加治川河口及び次第浜船だまり浚渫（しゅんせつ）事業
4	**町内資源の有効活用及び他産業との協**	消費者や子どもたちに総合的な食育を行うことにより、自然環境の大切さや町内農産物の素晴らしさを知っていただくとともに、観光産業との協働を推進します。	食育の支援事業（再掲） 派川加治川水環境保全事業（再掲） 多面的機能支払交付金事業

Ⅱ　地域資源を活かした魅力あふれる観光

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**観光資源の保全と魅力向上**	観光資源を活かした事業を推進するとともに、その周辺整備を行い、魅力向上に努めます。	海水浴場運営事業 海洋レクリエーション施設周辺活性化事業（再掲） イベント等支援事業
2	**観光交流の総合的な推進**	観光農園などを活かした広域観光への取組を引き続き促進するとともに、新たな観光資源の調査・整備を推進します。	町観光協会運営補助事業

Ⅲ　地域の未来をけん引する商工業

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**中小企業の活性化と新潟東港の振興**	本町の発展を支える商工業の活性化支援、新潟東港の振興による地域経済の活性化及び町内産業認知による活性化を推進します。	町商工会運営支援事業 制度資金事業 人材育成補助金制度 小規模企業振興事業 起業・創業支援事業
2	**地域に根ざす多様な産業の連携・協働**	本町立地企業などの協働により、農水産物を利用した商品開発を促進するとともに、商業者が組織的に運営できる場の検討を進めます。	異業種交流事業

5　持続可能な行財政運営

町民と行政、多様な主体との連携を深め、地域のつながりと共助の輪を大切にしながら、町民が主役のまちづくりに取り組みます。
一人ひとりの人権が尊重されながら性別や国籍などに関わらず、誰もが自分らしく安心して活躍できる地域づくりをめざします。
活力ある地域社会を維持・構築していくため、限られた行政資源を社会情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な手段で活用するとともに、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行います。

Ⅰ　多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**町民参画と協働**	町民が主役のまち・開かれた町政の実現に向け、積極的な行政情報の発信を行い、町民と行政あるいは多様な主体との連携を深めながら、町民自らが住みよいまちづくりの実現に向けて取り組むことができるよう町民活動を支える体制や環境を整備し、地域のつながりを大切にしていきます。	まちづくり人材育成事業 情報公開の推進 広報広聴活動の充実事業 ＮＰＯ・ボランティア団体等の育成・支援 地域振興支援事業 公会堂整備事業
2	**人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現**	誰もが自分らしく生きることのできる町の実現を目指して、町民一人ひとりが差別や偏見に真摯に向き合い、人権について深く学び、考え、実践していけるようになることを目指します。また、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現のために、男女共同参画の推進や外国の文化や習慣等への理解を深め、外国籍住民ともお互いを認め合いながら、共生していける社会の実現を目指します。	人権教育・啓発事業 男女共同参画意識啓発事業の実施 外国籍住民との共生への取組

Ⅱ　将来を見据えた持続可能な行財政運営

	施策の方向	基本方針	主要事業
1	**効率的･効果的な行財政の運営**	子ども・若者から高齢者まで暮らしやすい活力ある地域社会を維持・構築していくため、限られた行政資源を社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な手段・事業に変え、また、将来にわたり持続可能で希望を持てる行財政運営を目指します。	行財政改革の推進 地方公営企業、第３セクターの健全経営 組織機構の見直し 長期財政計画の充実・更新 公共施設の在り方検討 財政指標の公表 行政事務のオンライン化 マイナンバーカードの普及 業務システムの共同化の推進 ふるさと納税促進事業

生まれて良かった　住んで良かった

聖　籠　町

2021年6月策定

聖籠町　総合政策課

〒957-0192　新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

TEL 0254-27-2111(代表)　Fax 0254-27-2119